

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公開番号】特開2006-305802(P2006-305802A)

【公開日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2005-129147(P2005-129147)

【国際特許分類】

B 29 B 17/00 (2006.01)

C 08 K 5/098 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

【F I】

B 29 B 17/00 Z A B

C 08 K 5/098

C 08 L 101/00

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月25日(2008.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

单一の合成樹脂若しくは複数種類の合成樹脂成分が混合された合成樹脂群が加熱溶融処理されて形成された再生合成樹脂で主体部分が構成されている再生合成樹脂組成物であって、当該再生合成樹脂組成物中に少なくとも亜鉛、ナトリウムが含まれている事を特徴とする再生合成樹脂組成物。

【請求項2】

当該再生合成樹脂組成物中には、更に珪素が含まれている事を特徴とする請求項1に記載の再生合成樹脂組成物。

【請求項3】

当該再生合成樹脂組成物中には、更にチタン、カルシウム、鉄、アルミニウム、タルクから選択された少なくとも一つの元素成分が含まれている事を特徴とする請求項1又は2に記載の再生合成樹脂組成物。

【請求項4】

当該再生合成樹脂組成物中には、熱硬化性樹脂、木屑、ペーパースラッジ、スラッジ灰、焼却灰、古紙、ガラス、ゴム、繊維屑、コーヒー屑、F R P、セラミックス、砂利石から選択された少なくとも一つの材料が微細な線条体若しくは粒状体形状で添加されている事を特徴とする請求項1乃至3の何れかに記載の再生合成樹脂組成物。

【請求項5】

特定の合成樹脂材料から構成された廃棄プラスチックス(以下単に『廃プラ』と称する)或いは複数種類の互いに異なる合成樹脂材料から構成された複数の廃プラ群に少なくともステアリン酸亜鉛及びステアリン酸ナトリウムを添加材として混入させ、次いで当該廃プラ若しくは廃プラ群を加熱溶融させ、続いて当該溶融された混合体を適宜の形状に成形加工する事を特徴とする再生合成樹脂組成物の製造方法。

【請求項6】

特定の合成樹脂材料から構成された廃プラ若しくは複数種類の互いに異なる合成樹脂材

料から構成された複数の廃プラ群と、熱硬化性樹脂、木屑、ペーパースラッジ、スラッジ灰、焼却灰、古紙、ガラス、ゴム、繊維屑、コーヒー屑、F R P、セラミックス、砂利石から選択された少なくとも一つの材料を微細に粉碎して構成された微細な線条体若しくは粒状体とを混合し、当該混合体に少なくともステアリン酸亜鉛及びステアリン酸ナトリウムを添加材として混入させ、次いで当該混合体を加熱溶融させ、続いて当該溶融された混合体を適宜の形状に成形加工する事を特徴とする再生合成樹脂組成物の製造方法。

**【請求項 7】**

当該添加材には、更に珪素若しくは珪素化合物が含まれている事を特徴とする請求項 5 又は 6 記載の再生合成樹脂組成物の製造方法。

**【請求項 8】**

当該添加材は、少なくともステアリン酸亜鉛及びステアリン酸ナトリウムが内蔵された合成樹脂からなる粒状体である事を特徴とする請求項 7 に記載の再生合成樹脂組成物の製造方法。